

証券コード 198A
(発送日) 2025年8月8日
(電子提供措置開始日) 2025年8月5日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目10番5号
Post Prime 株式会社
代表取締役 高橋 ダニエル 圭

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.postprime.com/ir>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「Post Prime」又は「コード」に当社証券コード「198A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年8月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月27日（水曜日）午前10時 受付開始：午前9時30分
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号 幸ビルディング
T K P新橋カンファレンスセンター15階 ホール15E
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第6期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

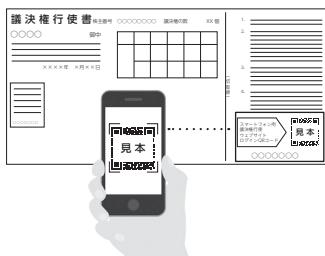
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち次の事項に関しましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

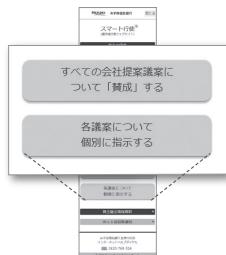
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

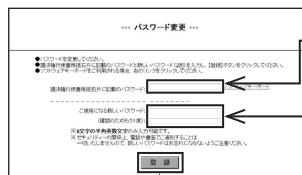
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

事業報告

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2024年4－6月期に名目GDPが年率換算で600兆円を初めて超え、設備投資も33年ぶりに過去最高を更新するなど明るい兆しがみられました。特に賃金と物価が共に上昇し、春季労使交渉では33年ぶりの高水準の賃上げが実現したことが個人消費を下支えしましたが、賃金の伸びが物価上昇を安定的に上回るには至っておらず、個人消費は力強さを欠いております。このため経済はデフレ回帰か成長型経済への移行かの分岐点にあり、50か月以上続く景気回復局面も今後のショック次第で失速する可能性がある等、引き続き先行きが不透明な状況が継続しております。

このような状況の下、当社では、中長期的な企業価値の向上と持続的成長の実現に向け、当社が主力事業として運営するSNS「PostPrime」を中心として、より多くのユーザーに利用していただけるようにするため、ユーザーにとって魅力的かつ有益な新機能や新サービスの開発に継続的に取り組んでおります。

このような取り組みの結果、当連結会計年度における売上高は897,378千円、営業利益は183,175千円、経常利益は175,797千円、親会社株主に帰属する当期純利益は87,339千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

また、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の単一セグメントから、「金融・経済情報プラットフォーム事業」及び「取引プラットフォーム事業」の2区分に変更しております。

事業別の状況は次のとおりであります。

金融・経済情報プラットフォーム事業につきましては、プライムPlus、IZANAVIをリリースいたしました。プライムPlusでは、各クリエイターが複数のプライム登録価格を設定し、それぞれのプライム登録者に対し異なるコンテンツを提供することを可能とします。また、IZANAVIでは、AIが機械学習した過去のマーケットデータに基づくチャートパターン等の情報をユーザーに提供する機能です。これらにより、SNS「PostPrime」の有用性・利便性を一層高め、当社グループのサービスをより幅広く活用いただくことを目指してまいります。

この結果、金融・経済情報プラットフォーム事業の売上高は897,378千円、営業利益は281,057千円となりました。

取引プラットフォーム事業につきましては、当連結会計年度より開始した新規事業であり、2024年10月にTakaTrade株式会社（旧 PostPrime Trading 株式会社）を設立し、取引プラットフォームの調査及び運営に向けた開発を開始いたしました。

この結果、取引プラットフォーム事業の営業損失は118,940千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は1,933千円で、その主な内容は、次のとおりであります。

金融・経済情報プラットフォーム事業	業務用パソコン等の取得
取引プラットフォーム事業	該当事項はありません

③ 資金調達の状況

当社は、2024年6月20日の東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、公募増資により新株式100,000株を発行し、総額41,400千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年10月1日付で、100%出資子会社であるT a k a T r a d e株式会社（旧 P o s t P r i m e T r a d i n g株式会社）を設立し、連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 3 期 (2022年 5月期)	第 4 期 (2023年 5月期)	第 5 期 (2024年 5月期)	第 6 期 (当連結会計年度) (2025年 5月期)
売 上 高 (千円)	—	—	—	897,378
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	175,797
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	—	87,339
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	8.65
総 資 産 (千円)	—	—	—	1,252,878
純 資 産 (千円)	—	—	—	997,544
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	98.44

(注) 当社は、第6期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 3 期 (2022年 5月期)	第 4 期 (2023年 5月期)	第 5 期 (2024年 5月期)	第 6 期 (当事業年度) (2025年 5月期)
売 上 高 (千円)	644,380	787,137	945,278	897,378
経 常 利 益 (千円)	419,574	260,515	383,667	294,439
当 期 純 利 益 (千円)	200,848	186,098	263,154	206,174
1株当たり当期純利益 (円)	20.08	18.61	26.32	20.42
総 資 産 (千円)	529,510	918,037	1,279,535	1,361,478
純 資 産 (千円)	419,161	605,554	868,408	1,116,379
1株当たり純資産 (円)	41.60	60.21	86.52	110.21

(注) 当社は、2024年1月26日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
T a k a T r a d e株式会社	250百万円	100.0%	取引プラットフォームの調査及び運営

(注) 2024年10月1日付で、T a k a T r a d e株式会社（旧 P o s t P r i m e T r a d i n g株式会社）を設立し、連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

① 事業の収益機会の拡大及び創出

当社グループは、主力事業であるSNS「PostPrime」を運営することで、主に「プライム登録売上」、「アフィリエイト売上」及び「メンバーシップ売上」という3種類の収益を得ております。また、「TakaTrade」においては商品CFD取引プラットフォームの運営に取り組んでまいります。SNS「PostPrime」及び商品CFD取引プラットフォーム「TakaTrade」への新たな機能やコンテンツの追加や各種マーケティング活動を通して、競合企業との差別化、新規ユーザーの獲得、及び既存ユーザーの満足度向上に向けた機能改善・サービス運営等を推進することで収益機会の拡大を図ってまいります。

② サービス健全性の維持・改善推進

当社グループは、主力事業であるSNS「PostPrime」において、不特定多数のユーザーによるオンライン上のコミュニケーションの場としてのSNS「PostPrime」が活用されていることの重要性とリスクを十分理解したうえで、クリエイター、ユーザーが共に安心してコミュニケーションを楽しめるよう、プラットフォームの健全性維持・改善を常に最重要視しております。具体的には、クリエイター、ユーザーに対する啓蒙活動推進、投資助言とみなされる行為、著作権違反、第三者の名誉、プライバシーその他の権利を侵害しうる行為が生じないための取り組み、社内外のモニタリング体制の強化等の施策を行っております。また、商品CFD取引プラットフォーム「TakaTrade」においては、関係法令を遵守した運営を図ることにより、ユーザーが安心して利用できるプラットフォームとなることを目指しております。当社グループでは、今後もサービスの健全性維持・改善を推進するための体制強化を継続してまいります。

③ システムの安定性確保

当社グループの主要事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、新規・既存サービスの成長等に伴うアクセス数の増加を考慮したシステムの安定性確保に取り組んでまいります。

④ 事業推進体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、有効かつ効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織、推進体制の整備を進めてまいります。

開発部門においては、複数のプラットフォーム・機能別チームがそれぞれ裁量をもってサービスの企画・開発に取り組むことで開発効率を高いレベルに保ちながら、それぞれの責任を明確化することで開発品質を担保し、各種ツールを活用した情報の可視化などにより定量的なデータに基づいて迅速な分析・意思決定を行う体制を推進してまいります。

また、マーケティング・カスタマーサポート部門においては、ユーザー数の増加に対して効率的に対応していく体制の強化が重要となります。具体的には、データ分析や各種ツールを活用しながら、新規ユーザー層獲得のための適切なマーケティングの実施、及び既存ユーザー層の満足度を継続的に向上すべく、コミュニティの快適性、安全性を低下させる問題となりえる投稿・ユーザーの発見、及び対応を早期化し、サービスの健全性を維持できる体制を強化してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、現在も成長途上にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、コーポレート業務のさらなる整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心として、業務運営上のリスクを適時適切に把握したうえでリスク管理を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

⑥ 情報管理体制の強化

当社グループは、SNS「PostPrime」及び商品CFD取引プラットフォーム「TakaTrade」のサービス運営を通して、個人情報を含む多くの機密情報をユーザーよりお預かりし、保有しております。特にSNS「PostPrime」におけるプライムクリエイターに対してロイヤリティーを支払う際、及び商品CFD取引プラットフォーム「TakaTrade」における口座開設の際に本人確認のための個人情報の提供を義務付けていることから、これら情報管理の重要性については十分に認識しております。

個人情報等の機密情報管理につきましては、ISMS認証の取得・維持、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を推進してまいります。

⑦ 当社グループブランドの知名度向上

当社グループは、これまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告には大きく注力しておらず、SNS「PostPrime」のユーザーによるクチコミとソーシャルメディアの有効活用により、新規ユーザーの獲得、及び既存ユーザーの離脱防止を図ってまいりました。

しかしながら、当社グループの掲げるミッションの達成、既存事業の更なる拡大、新規事業の開発と育成、及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社グループの主なサービスであるSNS「PostPrime」及び商品CFD取引プラットフォーム「TakaTrade」のブランド構築及び強化が重要であると認識しており、費用対効果を慎重に検討のうえ、適切な広告宣伝及びプロモーション活動を通して、当社グループのブランド、知名度向上を推進してまいります。

⑧ 事業拡大を支える財務基盤の構築

当社グループは、これまで金融機関からの借入実績はなく、資金需要は自己資金及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした手許資金にて対応してまいりましたが、今後の事業拡大及び上記事業上の課題に対する対処等により、より大きな資金需要が生じる可能性があります。

そのため、十分な手許資金の確保を可能とすると同時に、資金調達方法を多様化させる観点から、今後は、金融機関との良好な関係を構築し借入等による資金調達の可能性を検討してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年5月31日現在)

事業区分	事業内容
金融・経済情報プラットフォーム事業	SNSプラットフォーム「PostPrime」の企画、開発、運営
取引プラットフォーム事業	取引プラットフォームの調査及び運営

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年5月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区
----	-------

② 子会社

TakaTrade株式会社	本社 (東京都港区)
---------------	------------

(7) 使用人の状況 (2025年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
金融・経済情報プラットフォーム事業	12 (1) 名
取引プラットフォーム事業	7 (0)
全社 (共通)	9 (1)
合計	28 (2)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できないビジネス部門、管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21 (2) 名	1名減 (0名増)	35.5歳	2.0年

- (注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年5月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年6月20日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。

また、2024年10月1日付で、100%出資子会社であるTakaTrade株式会社 (旧 Post Prime Trading 株式会社) を設立し、連結子会社といたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年5月31日現在)

① 発行可能株式総数 40,000,000株

② 発行済株式の総数 10,101,100株

(注) 2024年6月20日の東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、発行済株式の総数は100,000株増加しております。

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,100株増加しております。

③ 株主数 5,715名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
D A N T A K A H A S H I L L C	6,729,500 株	66.62%
株 式 会 社 S B I 証 券	93,600	0.92
宗 教 法 人 安 養 寺	92,500	0.92
武 田 芳 之	92,400	0.91
古 屋 道 正	65,100	0.64
斉 木 一 信	30,000	0.29
上 山 直 人	25,500	0.25
BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS	25,200	0.25
BOOM SECURITIES (H. K.) LIMITED – CLIENTS' ACCO UNT	23,800	0.24
陽 向 紀 徳	23,000	0.23

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年5月30日	2023年5月30日
新 株 予 約 権 の 数		25,000個	700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 250,000株 (新株予約権1個につき 10株)	普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき 10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 115円 (1株当たり 11.5円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 10円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 3,600円 (1株当たり 360円)	新株予約権1個当たり 3,600円 (1株当たり 360円)
権 利 行 使 期 間		2022年6月2日から 2032年5月31日まで	2023年6月2日から 2033年5月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 25,000個 目的となる株式数 250,000株 保有者数 2名	—
	社 外 取 締 役	—	—
	監 査 役	—	新株予約権の数 700個 目的となる株式数 7,000株 保有者数 2名

		第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2023年5月30日
新 株 予 約 権 の 数		53,700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 537,000株 (新株予約権1個につき 10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 3,600円 (1株当たり 360円)
権 利 行 使 期 間		2025年5月31日から 2033年5月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 12,500個 目的となる株式数 125,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 700個 目的となる株式数 7,000株 保有者数 2名
	監 査 役	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりとなります。

①新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 3,600円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 3,600円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、3,600円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的で行われる取引又は株主間における株式の異動などにより、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降いずれかの日において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の6ヶ月平均値が3,600円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

②次に掲げる期間において、次に掲げる割合を上限として行使することができるものとする。ただし、各期間において行使可能な本新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

(a) 株式公開日から株式公開日後1年を経過する日の前日まで

割当数の33%

(b) 株式公開日後1年を経過する日から株式公開日後2年を経過する日の前日まで

割当数の66%

(c) 株式公開日後2年を経過する日から2032年5月31日まで

割当数の全て

(d) 上記(a)から(c)の定めにかかわらず、株式公開日及び2031年5月31日のいずれか遅い日以降は、割り当てられた全ての本新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者は、②に掲げる期間において定める割当数の割合を上限として行使するための条件として、各期間の開始時点において、当社又は当社の関係会社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があることを取締役会が参加できる取締役の全会一致で承認した場合はこの限りではない。

④新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所へ上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

⑤新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑧その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりとなります。

①新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 3,600円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 3,600円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行

- 使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、3,600円（ただし、払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的で行われる取引又は株主間における株式の異動などにより、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降いずれかの日において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の6ヶ月平均値が3,600円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
- ②次に掲げる期間において、次に掲げる割合を上限として行使することができるものとする。ただし、各期間において行使可能な本新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
- (a) 株式公開日から株式公開日後1年を経過する日まで
割当数の25%
- (b) 株式公開日後1年を経過する日から株式公開日後2年を経過する日まで
割当数の50%
- (c) 株式公開日後2年を経過する日から株式公開日後3年を経過する日まで
割当数の75%
- (d) 株式公開日後3年を経過する日から株式公開日後4年を経過する日まで
割当数の100%
- ③新株予約権者は、②に掲げる期間において定める割当数の割合を上限として行使するための条件として、各期間の開始時点において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、同条件を充足しない場合においても、取締役会が参加できる取締役の全会一致で、割当数の全部又は一部の行使を認めることができる。
- ④新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所へ上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ⑤新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑥本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑧その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりとなります。

- ①新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社もしくは当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ④新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めない旨の決議をすることができる。
- ⑤新株予約権者が当社、当社グループの従業員である場合において、本新株予約権者が当社グループの就業規則に違反して制裁を受けた場合には、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めない旨の決議をすることができる。
- ⑥本新株予約権者が当社グループの役員（定義は会社法にしたがう。）である場合において、本新株予約権者が当社グループとの間の委任契約に違反した場合、又は当社グループの役員規程その他の社内諸規則等に違反した場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めない旨の決議をすることができる。

⑦ベスティング等

本新株予約権は、以下の (a) 乃至 (c) に記載するエグジット事由が発生した場合に、(a) 乃至 (c) にそれぞれ記載した割合に相当する個数（1 個未満の本新株予約権については、これを切り上げる。以下同様。）についてベスティングされる。なお、(a) 乃至 (c) のベスティングは、独立して発生し、本新株予約権者に対して割り当てられた本新株予約権の個数を上限として通算される。

(a) 上場エグジットによるベスティング

上場エグジットに該当する場合、次に掲げる期間ごとに、次に掲げる割合に相当する個数を上限としてベスティングされる。

- (ア) 2025年5月31日と株式公開日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から権利行使開始日後1年を経過する日まで
割当数の25%
- (イ) 権利行使開始日後1年を経過した日から権利行使開始日後2年を経過する日まで
割当数の50%（(ア)において行使可能となった割合を含む）
- (ウ) 権利行使開始日後2年を経過した日から権利行使開始日後3年を経過する日まで
割当数の75%（(イ)において行使可能となった割合を含む）
- (エ) 権利行使開始日後3年を経過した日から権利行使開始日後4年を経過する日まで
割当数の100%（(ウ)において行使可能となった割合を含む）
- (オ) 上記(ア)乃至(エ)の定めにかかわらず、株式公開日及び2032年5月31日のいずれか遅い日以降は、割り当てられた全ての本新株予約権を行使することができる。

(b) 許容資金調達によるベスティング

当社が、(i)許容資金調達を行ったうえで、(ii)資金調達の実現のために役職上期待される職責を果たしたことについて取締役会が合理的な裁量において決定した場合には、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち10%に相当する個数がベスティングされる。

(c) Dragエグジット又はTagエグジットによるベスティング

当社が、(i)本契約締結日から2030年12月31日までの期間において、(ii)時価総額70億円以上のバリュエーションを前提として、(iii)Dragエグジット又はTagエグジットが発生した場合において、(iv) Dragエグジット又はTagエグジットの実現のために役職上期待される職責を果たしたことについて、取締役会が合理的な裁量において決定した場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち30%に相当する個数がベスティングされる。

⑧本新株予約権者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該時点以降のベスティング割合（本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうちベスティングされる本新株予約権の割合をいう。以下同様。）は0とする。ただし、取締役会は、その合理的な裁量により、上記3. ⑦に定めるベスティング割合以下の割合で、全部又は一部のベスティングを認めることができる。

(a) 本新株予約権者が、第三者から差押、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、民事再生手続開始の申立てを受けた場合

(b) 本新株予約権者が、自ら破産手続開始、民事再生手続開始の申立てをした場合

(c) 前各号のほか、本新株予約権者の財政状態が著しく悪化したと見られる客観的な事由が生じた場合

(d) 本新株予約権者が当会社グループの従業員である場合において、本新株予約権者が当会社グループの就業規則に違反して制裁を受けた場合

(e) 本新株予約権者が当会社グループの役員（定義は会社法にしたがう。）である場合において、本新株予約権者が当会社若しくは当会社の子会社との間の委任契約に違反した場合、又は当会社グループの役員規程その他の社内諸規則等に違反した場合

(f) 当会社グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も失った場合、又は本新株予約権者が死亡した場合

⑨本新株予約権者が保有するベスティング済みの本新株予約権は、エグジット事由のいずれかに該当する場合に限り権利行使できる。各エグジット事由に該当する場合における、本新株予約権者が本新株予約権を行使することが可能となる最初の日（以下「権利行使可能日」という。）及び権利行使可能日以降において権利行使をすることができる本新株予約権の数の上限（以下「権利行使可能新株予約権数」という。）は、以下のとおりとする。

エグジット事由の種類	権利行使可能日	権利行使可能新株予約権数
上場エグジット	(i)上場日（但し、上場日においてベスティングされていない本新株予約権については、そのベスティングされる日）及び(ii)行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日	本新株予約権を行使する日において本新株予約権者にベスティング済みの本新株予約権の全部
Dragエグジット	(i)現支配株主が保有する本株式の譲渡実行日及び(ii)行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日	現支配株主から第三者への本株式の譲渡の実行日において本新株予約権者にベスティング済みの本新株予約権の全部
Tagエグジット	(i)Tagエグジットに該当することとなる本株式の譲渡実行日及び(ii)行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日	現支配株主から第三者への本株式の譲渡の実行日において、①本新株予約権者にベスティング済みの本新株予約権の数に②譲渡対象割合（当該時点において現支配株主が保有する本株式の数のうち、当該譲渡の対象とした本株式の数の占める割合をいう。）を乗じた数に相当する本新株予約権の数（1個未満の端数については、これを切り捨てる。）。但し、本覚書に規定する売却参加請求権（Tag Along）に基づき売却可能な範囲に限る

⑩本新株予約権者が保有するベスティング済みの本新株予約権は、本新株予約権の行使時点において、本新株予約権者が当会社グループの取締役、監査役、執行役員又は従業員である場合に限り権利行使ができる。但し、当会社の取締役会が合理的な裁量により権利行使を認めた場合は、この限りでない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	高橋 ダニエル 圭	TakaTrade株式会社 (旧 PostPrime Trading株式会社) 代表取締役
取締役 ビジネスグループ リ - ダ	ヴー ヴァン チュン	TakaTrade株式会社 (旧 PostPrime Trading株式会社) 取締役
取締役 コーポレートグループ リ - ダ	羽 鳥 有 紀 彦	TakaTrade株式会社 (旧 PostPrime Trading株式会社) 取締役
取 締 役	グエン ヴ タントゥン	H2 Corporation株式会社 取締役
取 締 役	坂 本 大 典	株式会社クロスローカル 代表取締役社長 株式会社マインドフルネス 取締役 株式会社ローカル大学 取締役 株式会社イングリッシュバンジー 代表取締役 インタラクティブ株式会社 社外取締役 株式会社SHONAI 取締役
常 勤 監 査 役	安 原 陽 子	—
監 査 役	西 本 俊 介	インバウンドテクノロジー株式会社 社外監査役 株式会社Photosynth 社外監査役 株式会社ピカパカ 社外取締役 株式会社ユナイテッドウィル 社外監査役 Cake.jp株式会社 社外監査役 グロービング株式会社 社外監査役 株式会社イトクロ 社外取締役
監 査 役	古 川 賢 隆	株式会社レジェンダ 内部統制室長 レジェンダ・コーポレーション株式会社 管理部長 (兼務出向) TakaTrade株式会社 (旧 PostPrime Trading株式会社) 監査役

- (注) 1. 取締役のグエンヴァントゥン及び坂本大典は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の安原陽子、西本俊介及び古川賢隆は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役安原陽子は経理実務経験及び豪州公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役西本俊介は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
監査役古川賢隆は、内部統制、内部管理体制、金融機関における情報システム及び情報管理に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役、監査役及び従業員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針として「役員報酬に関する内規」を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容については、当該内規に基づき、2023年8月30日開催の定時株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、同業他社の水準、業績、従業員給与との均衡、各取締役に求められる職責及び能力等を考慮のうえ、取締役会で決定することとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該内規と整合していることや、あらかじめ社外役員による諮問を受けたうえで取締役会にて決議していることから、当該内規に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	77,400 (2,400)	77,400 (2,400)	—	—	5名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	11,846 (11,846)	11,846 (11,846)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	89,246 (14,246)	89,246 (14,246)	—	—	8 (5)

- (注) 1. 取締役の年間報酬総額は、2023年8月30日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役2名)です。
2. 監査役の年間報酬総額は、2024年8月27日開催の定時株主総会において年額15百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役3名)です。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「① 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 グエン ヴァン トゥン	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回出席し、AIをはじめとした各種プロダクト開発及びプラットフォーム構築に関する専門的な知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。同氏に期待される当社のプロダクト開発等に関する様々な助言を頂き、独立した立場から当社のサービス品質及び企業価値の向上に寄与いただいております。
取締役 坂本 大典	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回出席し、ソーシャルメディア業界に関する専門的な知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。同氏に期待される当社の経営全般に関する様々な助言を頂き、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値の向上に寄与いただいております。
監査役 安原 陽子	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回出席し、また監査役会17回のうち17回出席し、取締役会においては、主に経理実務経験者及び豪州公認会計士としての専門的な知見から議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。
監査役 西本 俊介	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回出席し、また監査役会17回のうち17回出席し、取締役会においては、主に弁護士としての専門的な知見から議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 古川 賢 隆	<p>当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回出席し、また監査役会17回のうち17回出席し、取締役会においては、内部統制、内部管理体制、金融機関における情報システム及び情報管理に関する相当程度の知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 史彩監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題と位置づけております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の安定化を目的とした財務体質の強化及び事業拡大を継続させるための資金として、有効に活用して参ります。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,217,514	流 動 負 債	255,334
現金及び預金	912,870	買 掛 金	23,634
売 掛 金	22,559	未 払 金	78,382
有 価 証 券	205,670	未 払 法 人 税 等	3,387
仕 掛 品	3,383	契 約 負 債	139,462
預 け 金	43,927	コ イ ン 引 当 金	268
そ の 他	29,103	そ の 他	10,199
固 定 資 産	35,363	負 債 合 計	255,334
有 形 固 定 資 産	4,057	(純 資 産 の 部)	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	4,057	株 主 資 本	994,374
投 資 そ の 他 の 資 産	31,305	資 本 金	21,898
繰 延 税 金 資 産	27,657	資 本 剰 余 金	20,898
そ の 他	3,648	利 益 剰 余 金	951,578
資 産 合 計	1,252,878	新 株 予 約 権	3,170
		純 資 産 合 計	997,544
		負 債 純 資 産 合 計	1,252,878

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	897,378
売上原価	110,364
売上総利益	787,013
販売費及び一般管理費	603,838
営業利益	183,175
営業外収益	
受取利息	283
有価証券利息	9,123
ポイント還元収入	1,196
雑収入	136
雑収入	10,740
営業外費用	
為替差損	18,117
雑損	0
雑損	18,118
経常利益	175,797
税金等調整前当期純利益	175,797
法人税、住民税及び事業税	72,023
法人税等調整額	16,434
当期純利益	87,339
親会社株主に帰属する当期純利益	87,339

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	827,844	流 動 負 債	245,099
現 金 及 び 預 金	495,233	買 掛 金	23,634
売 掛 金	22,559	未 払 金	70,096
有 価 証 券	205,670	未 払 費 用	132
仕 掛 品	3,383	未 払 法 人 税 等	1,450
前 渡 金	1,051	未 払 消 費 税 等	5,858
前 払 費 用	10,749	契 約 負 債	139,462
未 収 入 金	25,493	預 り 金	4,196
未 収 収 益	917	コ イ ン 引 当 金	268
預 け 金	43,927	そ の 他	0
そ の 他	18,858	負 債 合 計	245,099
固 定 資 産	533,633	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	4,057	株 主 資 本	1,113,209
工 具 、 器 具 及 び 備 品	4,057	資 本 金	21,898
投 資 そ の 他 の 資 産	529,575	資 本 剰 余 金	20,898
関 係 会 社 株 式	500,000	資 本 準 備 金	20,898
差 入 保 証 金	1,900	利 益 剰 余 金	1,070,413
長 期 前 払 費 用	18	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,070,413
繰 延 税 金 資 産	27,657	繰 越 利 益 剰 余 金	1,070,413
資 産 合 計	1,361,478	新 株 予 約 権	3,170
		純 資 産 合 計	1,116,379
		負 債 純 資 産 合 計	1,361,478

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		897,378
売 上 原 価		110,364
売 上 総 利 益		787,013
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		505,955
営 業 利 益		281,057
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	242	
有 価 証 券 利 息	9,123	
経 営 指 導 料	20,800	
雑 収 入	1,333	31,499
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	18,117	
雑 損 失	0	18,118
経 常 利 益		294,439
税 引 前 当 期 純 利 益		294,439
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	71,829	
法 人 税 等 調 整 額	16,434	88,264
当 期 純 利 益		206,174

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月23日

Post Prime株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤	肇
指定社員 業務執行社員	公認会計士	本橋	義郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Post Prime株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Post Prime株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するため

の対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月23日

Post Prime株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤	肇
指定社員 業務執行社員	公認会計士	本橋	義郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Post Prime株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月24日

Post Prime株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 安原 陽子 ㊞

監査役（社外監査役） 西本 俊介 ㊞

監査役（社外監査役） 古川 賢隆 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること、及び株主の皆さまからの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、<u>前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役グエン ヴ タ ントゥン氏は、2025年6月23日付で辞任により退任いたしました。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、古川賢隆氏は現在、当社の監査役であります。本議案による選任が承認された場合、本総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	たかはし 高橋 ダニエル 圭 (1985年7月23日)	2004年6月 Credit Suisse Group AG入社（インターン） 2005年6月 JP Morgan Chase & Co入社（インターン） 2007年6月 Morgan Stanley & Co LLC入社 2008年9月 First New York入社 2012年12月 MNS International LLC入社 2020年9月 当社設立 代表取締役就任（現任） 2024年10月 T a k a T r a d e 株式会社（旧 P o s t P r i m e T r a d i n g 株式会社） 代表取締役就任（現任）	6,730,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 高橋ダニエル圭氏は、当社の創業者として当社の経営を指揮し、強いリーダーシップをもって当社事業の発展に尽力してきました。かかる実績を踏まえ、同氏は当社の持続的な成長と企業価値向上を実現するために今後も重要な存在であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	ヴ ー ヴ ァ ン チ ャ ン (1993年4月2日)	2016年8月 株式会社ユーザベース入社 2018年8月 ウォンテッドリー株式会社入社 2019年9月 GMOフィナンシャルホールディングス 株式会社入社 2021年8月 当社入社 取締役エンジニアグループ リーダー就任 2023年1月 当社 取締役ビジネスグループリーダ ー就任 2024年10月 T a k a T r a d e株式会社 (旧 P o s t P r i m e T r a d i n g株式 社) 取締役就任 (現任) 2025年4月 当社 取締役開発グループリーダ ー就任 (現任)	-株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>ヴ ー ヴ ァ ン チ ャ ン氏は、当社の黎明期から取締役として当社のサービス開発及び運営を指揮し、当社のサービス成長及び企業価値向上に貢献してきました。かかる実績を踏まえ、同氏が引き続き当社の経営を行うにふさわしいと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	は と り ゆ き ひ こ 羽鳥 有紀彦 (1977年8月4日)	2003年10月 監査法人トーマツ (現・有限責任監査法 人トーマツ) 入所 2007年5月 野村証券株式会社入社 2021年8月 当社入社 取締役コーポレートグル ープ リーダー就任 (現任) 2024年10月 T a k a T r a d e株式会社 (旧 P o s t P r i m e T r a d i n g株式 社) 取締役就任 (現任)	-株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>羽鳥有紀彦氏は、当社の黎明期から取締役として当社の管理部門の責任者として内部統制強化等を推進してきました。かかる実績を踏まえ、同氏が引き続き当社の企業価値向上及びガバナンス強化に貢献できる人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	※ あさみ なおき 浅見 直樹 (1979年8月7日)	2004年2月 カネツ商事株式会社入社 2012年7月 カネツFX証券株式会社入社 2015年4月 IG証券株式会社入社 2019年8月 StoneX証券株式会社入社 2023年4月 楽天証券株式会社入社 FX・CFD事業 本部 マネージャー	一株
【取締役候補者とした理由】 浅見直樹氏は、国内及び外資系証券会社におけるFX・CFD・コモディティ・オプション取引に関する専門的な知見を有しております。当該知見を活かして、当社及び当社グループの今後の成長に向けた事業戦略等を積極的に推進できる人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	※ ふるかわ けんりゆう 古川 賢隆 (1973年3月9日)	1996年4月 財団法人貿易保険機構入社 1999年10月 株式会社マルチターム入社 2005年9月 SBIトレードウィンテック株式会社入社 2016年8月 株式会社One Tap BUY (現・PayPay 証券株式会社) 入社 2020年6月 Hash Dash Holdings株式会社入社 2023年8月 株式会社レジェンダ入社 (現職) 2023年8月 当社社外監査役就任 (現任) 2024年1月 レジェンダ・コーポレーション株式会社 兼務出向 (現職) 2024年10月 TakaTrade株式会社 (旧 P o s t P r i m e T r a d i n g 株 式 会 社) 監査役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社レジェンダ 内部統制室長 レジェンダ・コーポレーション株式会社 管理部長 (兼務出向) TakaTrade株式会社 (旧 P o s t P r i m e T r a d i n g 株 式 会 社) 監査役	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>古川賢隆氏は、内部統制、内部管理体制、金融機関における情報システム及び情報管理に関する相当程度の知見を有しております。過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社の監査役としての職務も経験していることから、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂けるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高橋ダニエル圭氏の所有する当社の株式の数には、同氏の親族の資産管理会社であるDAN TAKAHASHI LLCが保有する株式数も含めて記載しております。
4. 古川賢隆氏は、社外取締役候補者であります。
5. 古川賢隆氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は古川賢隆氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役、監査役及び従業員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償の対象外としております。
 - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 古川賢隆氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役古川賢隆氏は、第2号議案による選任が承認された場合、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、同氏の補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
※ よこやま まもる 横山 完 (1974年9月19日)	1997年4月 コンピューターシステムエコー株式会社 入社 2004年4月 大和証券株式会社入社 2006年5月 SBIネットシステムズ株式会社入社 2012年9月 優成監査法人(現 太陽有限責任監査法人) 入所 2015年1月 PwCあらた有限責任監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) 入所 2019年8月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 YM&Partners 開業 代表(現任) 2023年4月 株式会社横浜スタジアム 総務部部長 (現任) 2024年12月 株式会社横浜DeNAベイスターズ 総務部部長(現任) (重要な兼職の状況) YM&Partners 代表 株式会社横浜スタジアム 総務部部長 株式会社横浜DeNAベイスターズ 総務部部長	一株
【社外監査役候補者とした理由】 横山完氏は、コーポレートガバナンス、内部統制、監査、経営管理、情報システム及び情報管理に関する相当程度の知見を有しております。過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当該知見を活かして専門的な観点から監査役としての役割を果たして頂けるものと判断し、監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 横山完氏は、社外監査役候補者であります。
4. 横山完氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役、監査役及び従業員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償の対象外としております。
 - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。
- 候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 横山完氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区内幸町1丁目3番1号 幸ビルディング
T K P新橋カンファレンスセンター15階 ホール15E
TEL 03-5510-1351



交通 都営三田線 内幸町駅
J R 山手線 新橋駅
東京メトロ日比谷線 霞ヶ関駅
東京メトロ丸の内線 霞ヶ関駅
東京メトロ千代田線 霞ヶ関駅

日土地内幸町ビル口より 徒歩約1分
日比谷口より 徒歩約7分
C4出口より 徒歩約8分